

【公布日】2014-11-01

【公布機関】主席令第16号

[中国語原文]

中华人民共和国反间谍法

第1章 总则

第1条 为了防范、制止和惩治间谍行为，维护国家安全，根据宪法，制定本法。

第2条 反间谍工作坚持中央统一领导，坚持公开工作与秘密工作相结合、专门工作与群众路线相结合、积极防御、依法惩治的原则。

第3条 国家安全机关是反间谍工作的主管机关。
公安、保密行政管理等其他有关部门和军队有关部门按照职责分工，密切配合，加强协调，依法做好有关工作。

第4条 中华人民共和国公民有维护国家的安全、荣誉和利益的义务，不得有危害国家的安全、荣誉和利益的行为。

一切国家机关和武装力量、各政党和各社会团体及各企业事业组织，都有防范、制止间谍行为，维护国家安全的义务。

国家安全机关在反间谍工作中必须依靠人民的支持，动员、组织人民防范、制止危害国家安全的间谍行为。

第5条 反间谍工作应当依法进行，尊重和保障人权，保障公民和组织的合法权益。

第6条 境外机构、组织、个人实施或者指使、资助他人实施的，或者境内机构、组织、个人与境外机构、组织、个人相勾结实施的危害中华人民共和国国家安全的间谍行为，都必须受到法律追究。

第7条 国家对支持、协助反间谍工作的组织和个人给予保护，对有重大贡献的给予奖励。

第2章 国家安全机关在反间谍工作中的职权

第8条 国家安全机关在反间谍工作中依法行使侦查、拘留、预审和执行逮捕以及法律规定的其他职权。

第9条 国家安全机关的工作人员依法执行任务时，依照规定出示相应证件，有权查验中国公民或者境外人员的身份证明，向有关组织和人员调查、询问有关情况。

第10条 国家安全机关的工作人员依法执行任务时，依照规定出示相应证件，可以进入有关场所、单位；根据国家有关规定，经过批准，出示相应证件，可以进入限制进入的有

[日本語訳文]

反スパイ法

第1章 総則

第1条 スパイ行為を防止し、制止し、及び懲罰・処理し、かつ、国の安全を維持保護するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条 反スパイ業務については、中央による統一指導を堅持し、公開業務と秘密業務とを結び付け、専門業務と大衆路線とを結び付け、積極的に防御し、及び法により懲罰・処理するという原則を堅持する。

第3条 国家安全機関は、反スパイ業務の主管機関である。

公安及び秘密保持行政管理等のその他の関係部門並びに軍隊の関係部門は、職責分掌に従い、密接に協力し、調整を強化し、法により関係する業務を適切にする。

第4条 中華人民共和国の公民は、国の安全、荣誉及び利益を維持保護する義務を有し、国の安全、荣誉及び利益に危害を及ぼす行為をしてはならない。

一切の国家机关及び武装勢力、各政党及び各社会团体並びに各企業・事業組織は、いずれもスパイ行為を防止し、及び制止し、並びに国の安全を維持保護する義務を有する。

国家安全機関は、反スパイ業務において、必ず人民の支持に依拠し、人民を動員し、又は組織して国の安全に危害を及ぼすスパイ行為を防止させ、及び制止させなければならない。

第5条 反スパイ業務については、法により実施し、人権を尊重し、及び保障し、公民及び組織の適法な權益を保障しなければならない。

第6条 境外機構、組織若しくは個人が実施し、若しくは他人を教唆し、若しくはこれに資金援助して実施させ、又は境内機構、組織若しくは個人と境外機構、組織若しくは個人とが互いに結託して実施する、中華人民共和国の国の安全に危害を及ぼすスパイ行為については、いずれも必ず法律の追及を受けなければならない。

第7条 国家は、反スパイ業務を支持し、又はこれに協力する組織及び個人に対し保護を与え、重大な貢献のある場合については報奨を与える。

第2章 反スパイ業務における国家安全機関の職権

第8条 国家安全機関は、反スパイ業務において、捜査、留置、予備審問及び逮捕の執行並びに法律所定のその他の職権を法により行使する。

第9条 国家安全機関の業務人員は、法により任務を執行する際は、規定により相応する証書を提示するものとし、中国公民又は境外人員の身分証明を検査し、関係する組織及び人員に対し関係状況を調査し、又は質問する権限を有する。

第10条 国家安全機関の業務人員は、法により任務を執行する際は、規定により相応する証書を提示して、関係する場所又は単位に立ち入ることができ、国の関係規定に基づき、認可を

关地区、場所、单位，查阅或者调取有关的档案、资料、物品。

第 11 条 国家安全机关的工作人员在依法执行紧急任务的情况下，经出示相应证件，可以优先乘坐公共交通工具，遇交通阻碍时，优先通行。

国家安全机关因反间谍工作需要，按照国家有关规定，可以优先使用或者依法征用机关、团体、企业事业组织和个人的交通工具、通信工具、场地和建筑物，必要时，可以设置相关工作场所和设备、设施，任务完成后应当及时归还或者恢复原状，并依照规定支付相应费用；造成损失的，应当补偿。

第 12 条 国家安全机关因侦察间谍行为的需要，根据国家有关规定，经过严格的批准手续，可以采取技术侦察措施。

第 13 条 国家安全机关因反间谍工作需要，可以依照规定查验有关组织和个人的电子通信工具、器材等设备、设施。查验中发现存在危害国家安全情形的，国家安全机关应当责令其整改；拒绝整改或者整改后仍不符合要求的，可以予以查封、扣押。

对依照前款规定查封、扣押的设备、设施，在危害国家安全的情形消除后，国家安全机关应当及时解除查封、扣押。

第 14 条 国家安全机关因反间谍工作需要，根据国家有关规定，可以提请海关、边防等检查机关对有关人员和资料、器材免检。有关检查机关应当予以协助。

第 15 条 国家安全机关对用于间谍行为的工具和其他财物，以及用于资助间谍行为的资金、场所、物资，经设区的市级以上国家安全机关负责人批准，可以依法查封、扣押、冻结。

第 16 条 国家安全机关根据反间谍工作需要，可以会同有关部门制定反间谍技术防范标准，指导有关部门落实反间谍技术防范措施，对存在隐患的部门，经过严格的批准手续，可以进行反间谍技术防范检查和检测。

第 17 条 国家安全机关及其工作人员在工作中，应当严格依法办事，不得超越职权、滥用职权，不得侵犯组织和个人的合法权益。

国家安全机关及其工作人员依法履行反间谍工作职责获取的组织和个人信息、材料，只能用于反间谍工作。对属于国家秘密、商业秘密和个人隐私的，应当保密。

経て、相応する証書を提示して、進入が制限される関係する地区、場所又は単位に立ち入り、関係する档案、資料又は物品を調査閲覧し、又は取り調べることができる。

第 11 条 国家安全機関の業務人員は、法により緊急任務を執行する状況においては、相応する証書の提示を経て、優先的に公共交通手段に乗り、交通阻害に遭遇した際に優先的に通行することができる。

国家安全機関は、反スパイ業務の必要により、国の関係規定に従い、機関、団体、企業・事業組織及び個人の交通手段、通信手段、用地及び建築物を優先的に使用し、又は法により強制使用することができ、必要なときは関連する業務場所及び設備又は施設を設置することができ、任務完了後に遅滞なくこれらを返還し、又は原状を回復し、かつ、規定に従い相応する費用を支払わなければならない。損失をもたらした場合には、補償しなければならない。

第 12 条 国家安全機関は、スパイ行為を偵察する必要により、国の関係規定に基づき、厳格な承認手続を経て、技術による偵察措置を講ずることができる。

第 13 条 国家安全機関は、反スパイ業務の必要により、規定により関係する組織及び個人の電子通信手段及び器材等の設備又は施設を検査することができる。検査において、国の安全に危害を及ぼす事由が存在することを発見した場合には、国家安全機関は、当該組織及び個人に整頓・是正するよう命じなければならない。整頓・是正を拒絶し、又は整頓・是正後になお要求に適合しない場合には、封印又は差押えをすることができる。

前項の規定により封印し、又は差し押さえた設備又は施設について、国の安全に危害を及ぼす事由が除去された後は、国家安全機関は、遅滞なく封印又は差押えを解除しなければならない。

第 14 条 国家安全機関は、反スパイ業務の必要により、国の関係規定に基づき、関係者並びに資料及び器材について検査を免除するよう税関及び国境警備等の検査機関に要請することができる。関係する検査機関は、これに協力しなければならない。

第 15 条 国家安全機関は、スパイ行為に用いた手段その他の財物並びにスパイ行為への資金援助に用いる資金、場所及び物資について、区を設ける市級以上の国家安全機関の責任者による認可を経て、法により封印し、差し押さえ、又は凍結することができる。

第 16 条 国家安全機関は、反スパイ業務の必要に基づき、関係部門と共同して反スパイ技術による防御の標準を制定し、関係部門を指導して反スパイ技術による防御措置を具体化させることができ、潜在的危険の存在する部門に対しては、厳格な承認手続を経て、反スパイ技術による防御の検査及び検査測定をすることができる。

第 17 条 国家安全機関及びその業務人員は、業務においては、厳格に法により事務を取り扱わなければならない、職権を超越し、又は職権を濫用してはならず、組織及び個人の適法な権益を侵害してはならない。

国家安全機関及びその業務人員が法により反スパイ業務職責を履行して取得した組織及び個人の情報及び資料については、反スパイ業務にのみ用いることができる。国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーに属する場合には、秘密を保持しなければならない。

第 18 条 国家安全机关工作人员依法执行职务受法律保护。

第 3 章 公民和组织的义务和权利

第 19 条 机关、团体和其他组织应当对本单位的人员进行维护国家安全的教育，动员、组织本单位的人员防范、制止间谍行为。

第 20 条 公民和组织应当为反间谍工作提供便利或者其他协助。

因协助反间谍工作，本人或者其近亲属的人身安全面临危险的，可以向国家安全机关请求予以保护。国家安全机关应当会同有关部门依法采取保护措施。

第 21 条 公民和组织发现间谍行为，应当及时向国家安全机关报告；向公安机关等其他国家机关、组织报告的，相关国家机关、组织应当立即移送国家安全机关处理。

第 22 条 在国家安全机关调查了解有关间谍行为的情况、收集有关证据时，有关组织和个人应当如实提供，不得拒绝。

第 23 条 任何公民和组织都应当保守所知悉的有关反间谍工作的国家秘密。

第 24 条 任何个人和组织都不得非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品。

第 25 条 任何个人和组织都不得非法持有、使用间谍活动特殊需要的专用间谍器材。专用间谍器材由国务院国家安全主管部门依照国家有关规定确认。

第 26 条 任何个人和组织对国家安全机关及其工作人员超越职权、滥用职权和其他违法行为，都有权向上级国家安全机关或者有关部门检举、控告。受理检举、控告的国家安全机关或者有关部门应当及时查清事实，负责处理，并将处理结果及时告知检举人、控告人。

对协助国家安全机关工作或者依法检举、控告的个人和组织，任何个人和组织不得压制和打击报复。

第 4 章 法律责任

第 27 条 境外机构、组织、个人实施或者指使、资助他人实施，或者境内机构、组织、个人与境外机构、组织、个人相勾结实施间谍行为，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

实施间谍行为，有自首或者立功表现的，可以从轻、减轻或者免除处罚；有重大立功表现的，给予奖励。

第 28 条 在境外受胁迫或者受诱骗参加敌对组织、间谍组织，从事危害中华人民共和国国家安全的活动，及时向中华人民共和国驻外机构如实说明情况，或者入境后直接或者通过所在单位及时向国家安全机关、公安机关如实说明情况，

第 18 条 国家安全機関の業務人員の法による職務の執行は、法律による保護を受ける。

第 3 章 公民及び組織の義務及び権利

第 19 条 機関、団体その他の組織は、当該単位の人員に対し国の安全の維持保護に係る教育をし、当該単位の人員を動員し、又は組織してスパイ行為を防御させ、又は制止させなければならない。

第 20 条 公民及び組織は、反スパイ業務のため便宜その他の協力を提供しなければならない。

反スパイ業務への協力により、本人又はその近親者の人身の安全が危険に直面した場合には、国家安全機関に対し保護をしよう請求することができる。国家安全機関は、関係部門と共同して法により保護措置を講じなければならない。

第 21 条 公民及び組織は、スパイ行為を発見した場合には、国家安全機関に対し遅滞なく報告しなければならない。公安機関等のその他の国家機関又は組織に対し報告した場合には、関連する国家機関又は組織は、直ちに国家安全機関に移送して処理させなければならない。

第 22 条 国家安全機関がスパイ行為に関する状況を調査・把握し、及び関係する証拠を収集する際は、関係する組織及び個人は、ありのままに提供しなければならない、拒絶してはならない。

第 23 条 いかなる公民及び組織も、知り得た反スパイ業務に関する国家秘密を保持しなければならない。

第 24 条 いかなる個人及び組織も、国家秘密に属する文書、資料その他の物品を不法に保有してはならない。

第 25 条 いかなる個人及び組織も、スパイ活動に特別に必要な専用スパイ器材を不法に保有し、又は使用してはならない。専用スパイ器材は、国务院の国家安全主管部门が国の関係規定によりこれを確認する。

第 26 条 いかなる個人及び組織も、国家安全機関及びその業務人員による職権濫用、職権濫用その他の違法行為について、上級の国家安全機関又は関係部門に対し告発し、又は告訴する権利を有する。告発又は告訴を受理した国家安全機関又は関係部門は、遅滞なく事実を調査して明らかにし、処理に責任を負い、かつ、遅滞なく告発人又は告訴人に処理結果を告知しなければならない。

国家安全機関の業務に協力し、又は法により告発し、若しくは告訴した個人及び組織に対しては、いかなる個人及び組織も、抑圧し、及び打撃報復してはならない。

第 4 章 法律責任

第 27 条 境外機構、組織若しくは個人がスパイ行為を実施し、若しくは他人を教唆し、若しくはこれに資金を援助して実施させた場合、又は境内機構、組織若しくは個人と境外機構、組織若しくは個人とが互いに結託してスパイ行為を実施し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

スパイ行為を実施した場合において、自首又は功績行為をしたときは、軽きに従い、若しくは軽減して処罰し、又は処罰を免除することができる。重大な功績行為をした場合には、報奨を与える。

第 28 条 境外において強要され、又は誘導・欺罔されて敵対組織又はスパイ組織に参加し、中華人民共和国の国の安全に危害を及ぼす活動に従事した場合には、中華人民共和国の在外機構に対し遅滞なくありのままに状況を説明し、又は入境後

并有悔改表现的，可以不予追究。

第 29 条 明知他人有间谍犯罪行为，在国家安全机关向其调查有关情况、收集有关证据时，拒绝提供的，由其所在单位或者上级主管部门予以处分，或者由国家安全机关处十五日以下行政拘留；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第 30 条 以暴力、威胁方法阻碍国家安全机关依法执行任务的，依法追究刑事责任。

故意阻碍国家安全机关依法执行任务，未使用暴力、威胁方法，造成严重后果的，依法追究刑事责任；情节较轻的，由国家安全机关处十五日以下行政拘留。

第 31 条 泄露有关反间谍工作的国家秘密的，由国家安全机关处十五日以下行政拘留；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第 32 条 对非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品的，以及非法持有、使用专用间谍器材的，国家安全机关可以依法对其人身、物品、住处和其他有关的地方进行搜查；对其非法持有的属于国家秘密的文件、资料和其他物品，以及非法持有、使用的专用间谍器材予以没收。非法持有属于国家秘密的文件、资料和其他物品，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由国家安全机关予以警告或者处十五日以下行政拘留。

第 33 条 隐藏、转移、变卖、损毁国家安全机关依法查封、扣押、冻结的财物的，或者明知是间谍活动的涉案财物而窝藏、转移、收购、代为销售或者以其他方法掩饰、隐瞒的，由国家安全机关追回。构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第 34 条 境外人员违反本法规定的，可以限期离境或者驱逐出境。

第 35 条 当事人对行政处罚决定、行政强制措施决定不服的，可以自接到决定书之日起六十日内，向作出决定的上一级机关申请复议；对复议决定不服的，可以自接到复议决定书之日起十五日内向人民法院提起诉讼。

第 36 条 国家安全机关对依照本法查封、扣押、冻结的财物，应当妥善保管，并按照下列情形分别处理：

- (一) 涉嫌犯罪的，依照刑事诉讼法的规定处理；
- (二) 尚不构成犯罪，有违法事实的，对依法应当没收的予以没收，依法应当销毁的予以销毁；
- (三) 没有违法事实的，或者与案件无关的，应当解除查封、扣押、冻结，并及时返还相关财物；造成损失的，应当依法赔偿。

国家安全机关没收的财物，一律上缴国库。

直接に、若しくは所在する単位を通じて国家安全機関若しくは公安機関に対し遅滞なくありのままに状況を説明しなければならない。また、改悛の態度のある場合には、追及しないことができる。

第 29 条 他人がスパイ犯罪行為をしたことを明らかに知っている場合において、国家安全機関が当該者から関係する状況を調査し、及び関係する証拠を収集する際に、提供を拒絶したときは、当該者の所在する単位若しくは上級主管部門が処分をし、又は国家安全機関が 15 日以下の行政拘留を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 30 条 暴力又は脅迫の方法により、国家安全機関の法による任務の執行を妨害した場合には、法により刑事責任を追及する。

国家安全機関の法による任務の執行を故意に妨害した場合において、暴力又は脅迫の方法を使用せず、重大な結果をもたらしたときは、法により刑事責任を追及する。事案が比較的軽微である場合には、国家安全機関が 15 日以下の行政拘留を科する。

第 31 条 反スパイ業務に関する国家秘密を漏洩した場合には、国家安全機関が 15 日以下の行政拘留を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 32 条 国家秘密に属する文書、資料その他の物品を不法に保有する場合、及び専用スパイ器材を不法に保有し、又は使用する場合について、国家安全機関は、法により当該者の人身、物品、住所その他の関係する場所について捜索をする。当該者が不法に保有する、国家秘密に属する文書、資料その他の物品、及び不法に保有し、又は使用する専用スパイ器材は、これらを没収する。国家秘密に属する文書、資料その他の物品を不法に保有し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。なお犯罪を構成しない場合には、国家安全機関が警告をし、又は 15 日以下の行政拘留を科する。

第 33 条 国家安全機関が法により封印し、差し押さえ、若しくは凍結した財物を隠匿し、移転し、換価し、若しくは毀損した場合、又はスパイ活動の事件にかかわる財物であることを明らかに知りながら蔵匿し、移転し、買い入れ、代わって販売し、若しくはその他の方法により偽造し、若しくは隠蔽した場合には、国家安全機関が回収する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 34 条 境外人員がこの法律に違反した場合には、期間を限り出境させ、又は境外追放することができる。

第 35 条 当事者は、行政処罰決定又は行政強制措置決定に対し不服のある場合には、決定書を受領した日から 60 日以内に、決定を下した 1 級上の機関に対し再議を申し立てることができる。再議決定に対し不服のある場合には、再議決定書を受領した日から 15 日以内に、人民法院に対し訴えを提起することができる。

第 36 条 国家安全機関は、この法律により封印され、差し押さえられ、又は凍結された財物について、適切に保管しなければならない。かつ、次に掲げる事由に従いそれぞれ処理しなければならない。

(1) 犯罪の嫌疑にかかわる場合には、刑事訴訟法の規定により処理する。

(2) なお犯罪を構成しておらず、違法の事実がある場合には、法により没収するべきものについては没収し、法により廃棄するべきものについては廃棄する。

第 37 条 国家安全机关工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊，构成犯罪的，或者有非法拘禁、刑讯逼供、暴力取证、违反规定泄露国家秘密、商业秘密和个人隐私等行为，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第 5 章 附則

第 38 条 本法所称间谍行为，是指下列行为：

(一) 间谍组织及其代理人实施或者指使、资助他人实施，或者境内外机构、组织、个人与其相勾结实施的危害中华人民共和国国家安全的活动；

(二) 参加间谍组织或者接受间谍组织及其代理人的任务的；

(三) 间谍组织及其代理人以外的其他境外机构、组织、个人实施或者指使、资助他人实施，或者境内机构、组织、个人与其相勾结实施的窃取、刺探、收买或者非法提供国家秘密或者情报，或者策动、引诱、收买国家工作人员叛变的活动；

(四) 为敌人指示攻击目标的；

(五) 进行其他间谍活动的。

第 39 条 国家安全机关、公安机关依照法律、行政法规和国家有关规定，履行防范、制止和惩治间谍行为以外的其他危害国家安全行为的职责，适用本法的有关规定。

第 40 条 本法自公布之日起施行。1993 年 2 月 22 日第七届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议通过的《中华人民共和国国家安全法》同时废止。

(3) 違法の事実がなく、又は事件と関係のない場合には、封印、差押え又は凍結を解除し、かつ、遅滞なく関連する財物を返還する。損害をもたらした場合には、法により賠償しなければならない。

国家安全機関が没収した財物は、これを一律に国庫に上納する。

第 37 条 国家安全機関の業務人員が職権を濫用し、職務を懈怠し、若しくは私利を図り、犯罪を構成する場合、又は不法に拘禁し、自白を強要し、暴力により証言を取得し、若しくは規定に違反して国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーを漏洩する等の行為をし、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 附則

第 38 条 この法律において「スパイ行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) スパイ組織及びその代理人が実施し、若しくは他人を教唆し、若しくはこれに資金を援助して実施させ、又は境内外の機構、組織若しくは個人と当該スパイ組織及びその代理人とが互いに結託して実施する、中華人民共和国の国の安全に危害を及ぼす活動

(2) スパイ組織に参加し、又はスパイ組織及びその代理人の任務を受け入れる行為

(3) スパイ組織及びその代理人以外のその他の境外機構、組織若しくは個人が実施し、若しくは他人を教唆し、若しくはこれに資金を援助して実施させ、又は境内機構、組織若しくは個人と当該境外機構、組織若しくは個人とが互いに結託して実施する、国家秘密若しくは情報を窃取し、探り出し、買い取り、若しくは不法に提供し、又は国家業務人員を策動し、誘引し、若しくは買収して裏切らせる活動

(4) 敵のため攻撃目標を指示する行為

(5) その他のスパイ活動をする行為

第 39 条 国家安全機関及び公安機関が法律、行政法規及び国の関係規定により、スパイ行為以外の国の安全に危害を及ぼすその他の行為の防御、制止及び懲罰・処理に係る職責を履行する場合には、この法律の関係規定を適用する。

第 40 条 この法律は、公布の日から施行する。1993 年 2 月 22 日に第 7 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議により採択された「国家安全法」は、同時にこれを廃止する。

翻訳：弁護士法人キャスト パラリーガルチーム

本資料の日訳文に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

また、本資料は、原文解釈のための参考に供するためにのみ、作成されたものであり、法令に対する解釈、説明及び解説等を含むものではありません。翻訳の正確性を含むがこれに限らない本資料に起因する問題について、弊社、弊グループ及び弊グループに属する個人は一切の責任を負いません。

Copyright (C) CAST Consulting Co., Ltd. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.